

# 青少年の自立を 支える会 通信

第8号 平成11年1月29日

発行/青少年の自立を支える会  
所在地/宇都宮市南大通り4-2-18  
☎・FAX 028(651)0161  
発行責任者/伊達悦子  
編集責任者/福田雅章

## 新年にあたって

青少年の自立を支える会 代表 伊達悦子

新しい年を迎えて、もう1ヵ月が過ぎようとしています。皆様は、どのような新年をお迎えてでしょうか。1月21日、宇都宮市文化会館にて、作新学院女子短期大学ハンドベルクワイアの皆さんのご協力で第2回目のチャリティーコンサートが開かれ、会にとっての新しい年の事業のスタートとなりました。年の始めに、皆様に「心に響く」演奏をお届けできたことを、大変うれしく思っております。

今年は、「支える会」も設立から3年目を迎えることとなります。今でも、設立準備会当日の熱気を出すことがあります。あの熱気に支えられて、今の「支える会」や「星の家」があるのだと、しみじみ思う次第です。

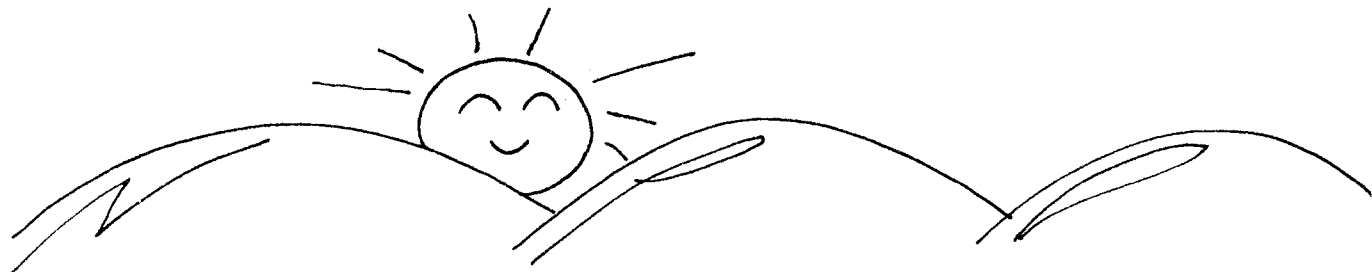
会員数550余名という今の会の姿は、もはや、当初の「有志による」といったレベルを越え、実に広がりのあるNGO活動になってきたということです。会の運営に会費というお金は欠かせませんが、それにどまらない一人ひとりの心持が寄せ集まって、大きな力になって社会を変革していくことこそ、本当のNGO活動ではないかと思っています。

1998年は、青少年にとって大変厳しい現実が露呈した年でした。私たちは、児童養護施設を取り巻く現実を見据えて、いかにそこで暮らす子どもたちの発達を保障するかということが、長い間の課題でした。しかし、気がついてみると施設の子もだけでなく、日本の子どもたち全体が、ひどく厳しい現実にとらわれていました。親がいて、家庭があっても子どもは育たないという現実です。

そこで、彼らの「育ち」をサポートできるならと、電話相談「自立のホットライン」を設置しました。これも相談ボランティアの方々の奮闘により、間もなく2年目を迎えます。願わくば、もっと多くの青少年に相談を寄せてほしいと、運営委員会の皆さんがポスターを作って、協力してくださるお店に依頼しております。今は、電話相談の知名度をあげて、もっともっと大勢の青少年が語れる場になることを願っています。

さて、今年は、昨年来話題になっていたNPO法による法人格取得の手続きが、いよいよ始まります。社会に認知されるという点では、責任とともに大きな期待を持っております。法人となることに伴い、星の家の運営(入・退居等)に、多少の変化が生ずることになりますが、何よりも入居者へのケアに安定と充実をもたらすことを待ち望んでおります。

年頭にあたり、今後の展望について述べさせていただきました。皆様のご健勝を祈念申し上げますとともに、これからも様々な形で会の運営にご参加くださいますようお願い申し上げます。



# 『星の家』自立援助ホームとして国の認可を受ける

平成10年4月1日付けをもって『星の家』は、自立援助ホームとして国の認可を受けることとなりましたが、その根拠となった児童福祉法及び児童自立生活援助事業実施要綱の改正について、簡単に説明したいと思います。

## □児童福祉法の改正

<b>第27条第9項</b>	都道府県は、義務教育を終了した児童であつて、第1項第三号に規定する措置（つまり、保護を要する児童を里親に委託したり、児童養護施設等の児童福祉施設に入所させること）のうち政令で定めるものを解除されたものその他政令で定めるものについて、当該児童の自立を図るため、政令で定める基準に従い、これらの者が共同生活を営むべき住所（つまり、自立援助ホーム）において相談その他の日常生活上の援助及び生活指導を行い、又は当該都道府県以外の者に当該住居において当該日常生活上の援助及び生活指導を行うことを委託する措置を採ることができる。
----------------	--

平成10年4月1日付けの改正で、上記の条文が新たに加わり、児童自立生活援助事業（つまり、自立援助ホームを運営していくこと）は、都道府県等（児童相談所）によって児童に対して採られる措置として行われることとなりました。これによって、児童自立生活援助事業は児童居宅生活支援事業の一つに位置づけ、第二種社会福祉事業として規定されました。

## 【改正のポイント】

児童福祉法の改正によって、自立援助ホームへの入居は都道府県等が行う措置ということになりましたので、自立援助ホームの実施主体と運営主体が分離されました。つまり、自立援助ホーム『星の家』の実施主体は栃木県、運営主体は青少年の自立を支える会、ということです。

下線部は、法人でなくても都道府県知事が適当と認めれば、運営主体になれるということです。青少年の自立を支える会は、運営主体として適当と認められたわけです。

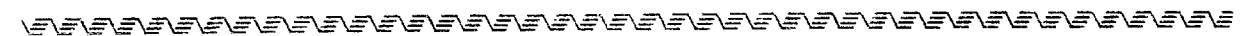
対象児童の範囲が広がりました。改正前は、児童福祉施設等に措置されていた児童に限定されていましたが、そうでない児童でも必要と認めれば、自立援助ホームのサービスを受けることができます。



今回の国の認可に伴い、国と県からそれぞれ119万円、計238万円の補助金を受けることができました。  
今後は、他の自立援助ホームと同様、県又は政令指定都市単独の補助金が受けられるように、栃木県や宇都宮市へ働きかけていきたいと思っています。

## □児童自立生活援助事業実施要綱の改正（抜粋）

改 正 前	改 正 後
<p><b>第2 実施主体</b> この事業の実施主体は都道府県・指定都市又は市町村並びに社会福祉法人及び民法（明治29年法律第89号）第34条の規定により設立された法人とする。</p>	<p><b>第2 実施主体等</b> (1) 自立援助ホームの援助措置の実施主体は、都道府県・指定都市とする。 (2) 自立援助ホームの運営主体は、地方公共団体及び社会福祉法人、民法（明治29年法律第89号）第34条の規定により設立された法人等であって都道府県知事が適当と認めた者とする。</p>
<p><b>第3 対象児童</b> この事業の対象児童は18歳未満の児童であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>① 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第三号の規定により里親又は養護施設若しくは教護院に措置された児童で義務教育終了後就職し、その措置を解除されたもののうち、なお社会的自立のための援助が必要とされる児童</p> <p>② 義務教育終了後就職した児童であって①に準ずる児童</p>	<p><b>第3 対象児童</b> この事業の対象児童は、義務教育を終了した18歳未満の児童（法31条第4項に規定する場合にあっては、20歳未満の者。）であって、法第27条第9項の規定に基づき措置されたものとする。</p> <p>① 里親に委託する措置又は児童養護施設、情緒障害児短期治療施設若しくは児童自立支援施設に入所させる措置を解除されたもの</p> <p>② 前号に規定する児童以外の児童であって、都道府県知事又は指定都市市長が当該児童の自立のために援助及び生活指導が必要と認めたもの</p>



## 星の家まつりへ来てくださ～い!!

青少年の自立を支える会では、運営資金の確保や支える会会員相互の交流、PRを目的とした『星の家まつり』を下記のとおり開催します。

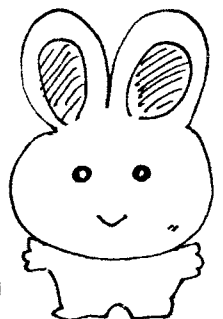
掘り出し物がザックザクのバザーやおいしいものが盛りだくさんの模擬店、そして、大人も子どもも楽しめるアトラクションなどもあります!!

仲良しのお友だちや新規会員になりた～いという人、スタッフみ～んな笑顔でお待ちしていますので、ぜひ遊びにきてください!!

日時 / 平成11年4月4日(日) 9:00~

場所 / 宇都宮市総合コミュニティセンター ☎028(636)4071

バザーあり、模擬店あり、アトラクションありの楽しいイベントです!!



# 会員の声



希望の家より 和久井 隆

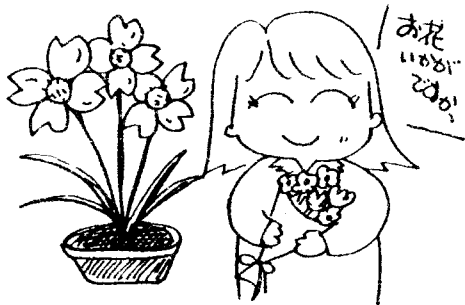
鹿沼市にある知的障害者施設『希望の家』では、2年前から花の栽培を始めました。花を栽培するメンバーは6人で、150坪の温室が活動の舞台です。

主な栽培植物は、2月からパンジー、5月からペチュニア、6月からポチュラカ、9月からマリーゴールド、10月からシクラメン、11月からミニハボタンです。

これらは、彼らが社会参加するための重要な道具になっています。リースプランターの手入れでは、彼らが目的を持って、違和感なく街に居られますし、近隣の小学校との合同の花壇の手入れは、双方により効果が出ています。

4月4日の星の家のバザーには、キク科のオステオスペルマムのポット苗と寄せ植えバスケットを予定しています。販売価格の70~80%で花を卸し、利益は星の家に活用していただこうと思っています。

希望の家としても、授産目的で花を生産していますから、このような機会があれば、今後とも参加させていただきたいと思います。



※会費未納の方は、早めにお納めください。



青少年の自立を支える会 事務局



## 支援の輪 (1998.12.31現在)

□会員数	556人
□会費・寄附金	4,621,617円

1/21の作新短大ハンドベル+リコーコンサートでは、約300名の入場があり、705,767円の益金がありました。ご協力ありがとうございました。

〒321-0963 宇都宮市南大通り 4-2-18  
自立援助ホーム「星の家」内  
TEL・FAX 028(651)0161

★会員募集中!です。1口5,000円 [郵便振替/宇都宮 00140-3-366972 名義/青少年の自立を支える会]

★スタッフ・ボランティア募集! どんなことでもお手伝いいただける方、お待ちしております。